

第 27 回参議院議員通常選挙に伴う在外投票の実施について

令和 7 年 7 月 3 日
在グアテマラ日本国大使館

第 27 回参議院議員通常選挙に伴う在外投票が以下のとおり実施されます。在外選挙人証をお持ちの方は、「在外公館等投票」、「郵便等投票」、「日本国内における投票」のうちいずれかを選択して投票してください。

1 選挙の日程

- ・ 公示日 : 令和 7 年 7 月 3 日 (木)
- ・ 在外公館等投票開始日 : 令和 7 年 7 月 4 日 (金)
- ・ 日本国内の投票日 : 令和 7 年 7 月 20 日 (日)

2 各投票方法について

在外公館等投票

投票期間 : 令和 7 年 7 月 4 日 (金) から 7 月 12 日 (土) まで

投票時間 : 09 : 30 ~ 17 : 00

投票場所 : 在グアテマラ日本国大使館 待合室内「投票所」 (周辺地図は[こちら](#))

(Avenida Reforma 16-85 Zona 10 Torre Internacional Nivel 10)

投票に必要なもの : (1) 在外選挙人証 (2) パスポート等の写真付き身分証明書

【ご来場案内】

●車でお越しの方

当館周辺の商業施設等の駐車場をご利用下さい。

●タクシーやUberでお越しの方

16Calle 側で降車していただくとすぐにビル内へ入構できます。 ※平日のみ

●休日のご来場について (土・日曜日)

地下駐車場入り口 (Avenida La Reforma 側) から徒歩で入構し、地下一階よりエレベーターをご利用下さい。 ※休日は、地上のビル正面出入口は閉鎖されています。

●共 通

徒歩でビル入構後、警備員に「Votación en el extranjero」に来た旨をお伝えの上、身分証明証をご提示下さい。

郵便等投票

郵便等投票をされる方は、登録先の市区町村選挙管理委員会委員長に対して投票用紙等を請求の上、投票してください。具体的な手続、日程等の詳細については、[外務省ホームページ](#)を参照いただくとともに、登録先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

郵便等投票の手続には一定の時間がかかりますので御注意ください。なお、郵便等投票のための投票用紙等の交付を受けた後でも、在外選挙人証を提示し、交付済みの投票用紙等を返還す

ることにより、在外公館等投票に変更することができます。

※当国郵便事情により、投票期日に間に合わない可能性があります。

日本国内における投票

在外選挙期間中に一時帰国する場合や、帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間（転入届提出後3か月間）は、登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した投票所等で、在外選挙人証を提示して投票することができます。詳細については、[外務省ホームページ](#)を参照いただくとともに、登録先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

3 選挙公報・候補者情報

- ・ 公示後、選挙公報が各選挙管理委員会のホームページに掲載されます。
- ・ 候補者情報については、[総務省ホームページ](#)下部から確認してください。

